平成２１年（フ）第３５号
千葉県茂原市高師1896番地37
破産者　澤谷　　等
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
千葉県茂原市小林1620―５小林ビル１階
破産者　有限会社アルファ企画
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
千葉県茂原市高師23番地10、破産手続開始決定時の住所千葉県茂原市緑ケ丘１丁目47番地12
破産者　石塚　秀志
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成１９年（フ）第５７０７号
東京都豊島区上池袋４丁目33―20―202
破産者　石井サカエ
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５０７号
東京都足立区谷中２丁目９番地４号平井ビル１階
破産者　医療法人社団恵愛会
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５０８号
埼玉県さいたま市南区四谷２丁目４―17
破産者　高倉　功文
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６５０９号
埼玉県さいたま市南区四谷２丁目４―17
破産者　高倉　知江
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９号
山梨県都留市下谷３丁目４番33号
破産者　君田　貞夫
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立1756番地１
破産者　渡邊　源彦
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
山梨県都留市田野倉692番地
破産者　河野　昭男
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
山梨県都留市田野倉692番地
破産者　株式会社サンリーフ
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
山梨県都留市古川渡819番地
破産者　有限会社志村製作所
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
山梨県都留市古川渡819番地
破産者　志村　和俊
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２０年（フ）第５３号
長野県伊那市御園740番地５、開始決定時の住所長野県諏訪市豊田小川1553―１　コーポ家前107号室
破産者　北原　勇三
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第８９号
岐阜県可児市松伏３丁目75番地
破産者　山田　克宏
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１５８号
岐阜県中津川市中津川2497番地の84
破産者　成瀬　一広
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２０３号
岐阜県中津川市飯沼205番地の３
破産者　特定非営利活動法人ほたるの里
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２０９号
岐阜県多治見市北丘町５丁目６番地の75
破産者　野上達也こと　崔　　達世
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第６５１号
兵庫県多可郡多可町中区糀屋144番地の５
破産者　鳥海工業株式会社
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８１８号
名古屋市南区豊３丁目26番10号
破産者　水谷プリンテクス株式会社
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８７７号
愛知県小牧市中央３丁目８番地
破産者　有限会社ヤマシン
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３２号
京都市左京区田中門前町73番地
破産者　ショウワドウ・イープレス株式会社
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係